

令和 7 年 3 月 2 1 日

令和 7 年第 1 回美浦村議会定例会追加議案

美 浦 村 議 会

議 案 目 次

議案第 4 2 号 美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議案第42号

美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和7年3月21日

美浦村長 中 島 栄

美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

美浦村国民健康保険税条例（昭和41年美浦村条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「100分の6.30」を「100分の7.00」に、「30,500円」を「36,000円」に、「100分の2.90」を「100分の3.00」に、「12,800円」を「13,300円」に、「100分の2.80」を「100分の2.60」に、「15,100円」を「14,600円」に改める。

別表第2中「21,350円」を「25,200円」に、「8,960円」を「9,310円」に、「10,570円」を「10,220円」に、「15,250円」を「18,000円」に、「6,400円」を「6,650円」に、「7,550円」を「7,300円」に、「6,100円」を「7,200円」に、「2,560円」を「2,660円」に、「3,020円」を「2,920円」に改める。

別表第3中「4,575円」を「5,400円」に、「1,920円」を「1,995円」に、「7,625円」を「9,000円」に、「3,200円」を「3,325円」に、「12,200円」を「14,400円」に、

「5, 120円」を「5, 320円」に、「15, 250円」を「18, 000円」に、「6, 400円」を「6, 650円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の美浦村国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。